

Title	社会変動と大正デモクラシー
Sub Title	Social change and Taishō Democracy
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.2 (1987. 2) ,p.49- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中實・中谷瑾子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870228-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会変動と大正デモクラシー

中 村 勝 範

- 一、問題の所在
- 二、大正七、八年の社会・政治的情勢と黎明会の第四回例会及び第三回講演会
- 三、黎明会第三回講演会の内容と分析（Ⅰ）
- 四、黎明会第三回講演会の内容と分析（Ⅱ）
- 五、結 語

一、問題の所在

黎明会は大正七（一九一八）年十二月二十三日に結成された。実際に活動を開始したのは大正八（一九一九）年一月からである。この団体は、大正デモクラシーの時代において、講演会と講演集発行により、穏やかな民主的思想を宣布するものとして出発した。

黎明会は吉野作造と福田徳三を中心に結成された団体であった。当時、吉野は世間から危険なる思想家と目されていたが、福田は温和思想家の第一人者と評されていた。⁽¹⁾大正八年新年の評論界においては、この温和思想家の福田の

活躍が最も目ざましいものであった。⁽²⁾ 大正八年中葉に至っても、なお雑誌界における福田人気は劣えず、福田争奪戦が展開されていた。⁽³⁾ 大正八年一、二月ころの福田の思想には、ただに温和であつただけではなく、福田を含む黎明会々員が撲滅するとしていた頑冥思想に通ずるものを含んでいた。⁽⁴⁾ 福田一人だけが温和思想家であり、頑冥思想に通ずるものを主張していただけでなく、多くの会員が大同小異であつたことは、すでに検討したところである。⁽⁵⁾ 黎明会は政治・経済・社会・文化の旧思想に対して比較的穏やかに改革を唱えたのであり、大正デモクラシーもまた福田徳三をもっとも人気のある評論家としていたのであるから、決して激烈なものではなかつた。今日、大正デモクラシーといわれているものの中に、旧思想を激しく攻撃するものが、やがて登場してくるが、それは社会主義の思想と運動である。黎明会は社会主義者を拒否し、社会主義を否定して出発したが、⁽⁶⁾ やがて社会主義的主張が講演の中で説かれるようになる。

黎明会の創立から五年余り後のことであるが、陸軍将校の親睦共済団体であつた偕行社の機関誌『偕行社記事』に、次のような一節を含む評論が掲載された。

〔明治〕四十年の一月十八日大審院と法廷において鶴裁判所長に依つて幸徳以下の判決が読み上げられ此処に日本社会主義運動の第一期時代は終焉を告げたのであります。

爾後十年間殆ど日本の社会主義は絶滅したかの如く僅かに刑をのがれたるもの並びに刑余の人々は『売文社』を結んで口を閉じて居りましたが、大正七、八年に至り『デモクラシー』の思想が宣伝せらるゝ様になつてから急に社会主義思想の宣伝が台頭致しました。

学者の中に黎明会を起して主として左傾思想の研究に没頭する者あると共に社会主義者の行動も活気づき遂に大正九年十月社会主義同盟と云う日本社会主義の大同團結が策せられました。⁽⁷⁾

陸軍歩兵中尉の右の評論は、

(一) 大正七、八年に至り、デモクラシーの思想が宣伝されるようになったこと、

- (一)、デモクラシーの思想が宣伝されるようになる、急に社会主義思想の宣伝が台頭したこと、
- (二)、黎明会の学者の中に左翼思想の研究に没頭する者もあつたこと、
- (三)、社会主義者の行動が活気づいたこと、

を指摘している。「大正七、八年」という時期は(一)(二)(三)(四)の全体にかかるものと理解してよいだろう。(四)の社会主義者の行動が活気づいたのは、黎明会の学者の中で左翼思想研究に没頭する者があつたために刺戟されたというのではなく、(一)(二)(三)の状況の中で生じたことであろう。いずれにしても、黎明会は、わが国の思想がデモクラシーから社会主義へと変化したそのターニング・ポイントにあつたと指摘されている唯一の団体である。

黎明会は穏やかなるデモクラシーを主張して出発したはずである。それが、陸軍将校から日本社会主義台頭の温床であつたかのごとく評されるのは、根拠があるかどうかを本稿において考察したい。対象の期間は第四回例会から第三回講演会までである。

- (一)(二)(三) 中村勝範「黎明会と福田徳三」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十巻第一号 昭和六十二年一月)。
- (四) 中村勝範「大正デモクラシーの一断面―黎明会の研究―」(慶應義塾大学法学部編『慶應義塾創立一二二五年記念論文集 法学部政治学関係』(昭和五十八年十月二十日)。
- (五)(六) 右二論文及び中村勝範「黎明会とその漸進主義」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第五十九巻十二号 昭和六十年十二月)。
- (七) 原田二郎(陸軍歩兵中尉)「近代改造思想の様相と日本の社会主義運動」(『偕行社記事』第五九四号 大正十三年三月)。

二、大正七、八年の社会・政治的情勢と黎明会の第四回例会及び第三回講演会

大正七、八年のわが国の社会・政治は激動していた。大正七年八月中旬から九月中旬まで、三七市、一三四町、一

三九村にわたって波及した米騒動は、前年、ロシアに起った革命と共に、わが国の社会・政治に衝撃を与えた。

鈴木文治は米騒動につき、後年、次のように叙述した。すなわち、それは、民衆に「力」の福音を伝えた、労働階級に自信を与えた、無産階級の自尊心を一掃した、自屈心を払拭した、そして力強い自信力と自尊心とを与えた、と同意語を矢つぎばやに重ねた末に、米騒動は我国労働運動の拍車となり前進させた、という。⁽¹⁾この叙述がそのまま正当であるかどうかはここでは論じない。当時の労働組合運動において抜群の功労者であった鈴木文治が米騒動をこのように後年評価したことを書きとどめておきたい。鈴木文治の証言とはややずれるが、労働運動の高揚は、大正六年からはじまっていた。⁽²⁾大正七年の米騒動は前年から著しく高揚した労働運動を継承し、それを大正八年へ発展させることに役立ったかもしれない。しかし、米騒動は、とりわけ労働運動を高揚させたとはいえないように思う。黎明会との関係で重要なことは、米騒動が激発した大正七年を含む大正六年から八年までの三年間は、労働運動が著しく高揚した時期であるということである。

寺内正毅内閣は米騒動の責任をとり総辞職した。後継首班に政友会総裁原敬が任命された。原敬は平民宰相といわれた。原内閣は陸軍、海軍、外務の三大臣を除く他のすべての大臣を政友会員をもって組織された。わが国最初の政党内閣であるといわれる。ここに政党内閣の時代がはじまる。米騒動は政治的に見ると平民宰相と政党政治の出現させた。黎明会員であった森戸辰男は、原内閣の成立がデモクラシー運動を刺戟したといい、その運動の高かまりの中で黎明会や学生組織である新人会、民人同盟、反逆者等々が結成された、と証言する。⁽³⁾労働運動に乗り出した労働者は、団結権獲得のために議会に代表を送り出す必要を感じ、普通選挙権獲得運動に参加するようになったが、この運動は進歩的學生がイニシヤティブをとっていた。この普選獲得運動は大正八年二月に全国的なデモンストレーションとなった。⁽⁴⁾とも森戸は自伝の中に刻んでいる。三月八日には納税資格を三円にまで拡大する衆議院議員選挙法改正案が衆院において可決された。

労働運動、労働者の団結権獲得運動、普選獲得運動、学生運動等が台頭し、興隆することは、わが国が「デモクラシーのための戦争」においてデモクラシーの陣営に加担した以上避けられないことであった。「デモクラシーのための戦争」が終結するに当り、民族自決、無併合無賠償が、これもまたデモクラシーの陣営から高唱された。こうした理想主義的方針を日本人までが唱えていると、日本から台湾、朝鮮を切り離さなくてはならなくなるという危険が我々の眼前に横たわっている、と危惧したのは福田徳三であった。⁽⁵⁾福田がこのように講演した時点より約二十日前、在日朝鮮人留学生が、東京で朝鮮民族大会召集請願書と独立期成宣言書を発表する事件があり、六〇余名が検挙されていた。さらにそれから約三週間後の三月一日には、京城、平壤等において朝鮮独立宣言が発表され、デモとなり、この運動は半年の長きにわたり、これに参加する者二百万に達した。これらに加うるに大正七年春に成立した日華共同防敵協定に反対する東京在留中国人学生の集会（五月六日）、北京における二千人の学生デモ（五月二日）、及びシベリア出兵（八月二日）等もまたわが国の社会・政治に衝撃をあたえていた。

以上、大正八年三月の黎明会の活動を理解する上に特に重要と思われる社会・政治的変動を素描した。黎明会第四回例会は、大正八年三月十九日午後六時から学生会館において開会された。「黎明会記録」⁽⁶⁾により、本例会の内容を紹介する。例会の主内容は、(一)牧野英一の「同盟罷工権」⁽⁷⁾に関する研究発表、(二)朝鮮学生三名の談話をきくことであった。牧野は約二時間にわたり、同盟罷工権の由来及将来について学理に基づき、研究発表した。朝鮮学生三名は、冷静に彼等の所見を開陳した。最後に福田徳三より、右発表者に感謝の挨拶があり、散会した。十一時であった。出席者は、阿部秀助、木村久一、大島正徳、大庭柯公、瀧田哲太郎、麻生久、福田徳三、森戸辰男、渡辺鉄蔵、今井嘉幸、中目尚義の十会員と、来賓として牧野英一、松岡駒吉、金雨英、姜宗燮、金俊淵、崔承萬、張仁煥、白南薫、下熙、徐相国の十名であった。なお、本例会において新会員として川合貞一、三辺金蔵が福田に推薦され、大河内正敏、佐野利器、内ヶ崎作三郎が吉野に推薦され、満場一致で可決した。この例会において、大阪で講演会を開催する

ことを決定し、麻生久がその衝に当り、吉野、福田、大島、渡辺を講師とすることも決定した。

黎明会例会に来賓として出席した松岡駒吉はこのころ友愛会の本部会計部長兼主事であった。黎明会例会に友愛会員が出席するということは初めてであった。黎明会には友愛会と深い関係を有する吉野作造（友愛会評議員）、麻生久がいた関係から出席できたのであろうが、当日、牧野英一が「同盟罷工権」の研究発表をしたということが松岡出席を決定的たらしめたであろう。これより先、三月十日に友愛会は本部に全国各支部代表者総集会を開催し、治安警察法中改正に関する請願の可否を討議し、出席者約五百名満場異議なく可決確定した。⁽⁸⁾そこで採択された「宣言」⁽⁹⁾には、「労働者の権利の確立に対し一大障壁を成すものは実に治安警察法第十七条に在り」、同法は「労働者の同盟罷工権を奪い間接には労働者の団結権を奪うを目的とす」、吾人は労働者の権利が国家の法制に依り完全に認識されることを要求する、而して「其第一歩として治安警察法第十七条本文中、誘惑煽動に関する『又ハ』以下の字句の削除を議会に請願せんと欲す」とあった。三月十五日には友愛会全国各支部代表者集会の代表が、今井嘉幸代議士を通じ、「又ハ」以下の字句の削除を請願した。⁽¹⁰⁾「又ハ」以下の字句の削除ということは、内容的に第十七条全文の削除ということに等しい。

早稲田大学教授北沢新次郎は友愛会会長代理でもあったから当然なことであるが、友愛会結成以来これに援助を惜しまなかった慶大教授堀江帰一（友愛会評議員）も友愛会機関誌上において、治安警察法第十七条の撤廃を主張して⁽¹¹⁾いた。友愛会本部が識者に求めた「労働組合公認可否」のアンケートに対し、小泉信三が「労働組合を公認すべし（同盟罷工権を公認すべしとの意味ありと解釈す）」との説に同意なりや否やとの御尋ねに対しては「勿論」と答うるの外他を知らず候（以下省略）」と答えているが、福田徳三、田中萃一郎ら黎明会々員も無条件賛成し、尾崎行雄、島田三郎、小泉又次郎、内ヶ崎作三郎、桑田熊蔵、犬養毅、豊原又男、大井憲太郎、林毅陸、斉藤隆夫、高野岩三郎、河上肇、布施辰治、安部磯雄、柳田民蔵らも無条件もしくは積極的に賛成し、他に賛成者多数であった。⁽¹²⁾アンケートに見る限

り、天下の大勢は労働組合の公認、従って治安警察法第十七条撤廃は定まった観があった。

牧野英一は、この研究発表において次のように述べた。すなわち、第十七条の規定が労働者のみならず資本家にも等しく適用されるとされている点で、形式的には公平に出来ている。しかし資本家は自己の主張を貫くとき誹毀、誘惑、煽動による必要はない。資本家の武器は資本である。誹毀、誘惑、煽動は労働者の唯一の武器である。第十七条は形式的には公平を装いながら、労働者のみに禁制を施している。実質は形式のごとく公平でない。独仏の両国の法律にかんがみ、煽動、誘惑は最早犯罪でないことに注意せねばならぬ。そもそも煽動、誘惑とは要するにプロパガンダということである。国家がそれ自体のためプロパガンダを必要とするならば、国家につぐ大団体である労働階級がその団体運動のためプロパガンダを必要とすることは当然である。また同盟罷業であるが、学者は結合の自由を認め、それを結合権、コアリションの権利と称した。それが徹底した時、同盟罷業権、ストライキの権利と称せられるようになった。同盟罷業は、その正当な範囲内において行わるゝ時は権利である。今更同盟罷業の権利なることを説くが如きは、大に時勢おくれの気味がないでもない。牧野は以上のような発表を行った。労働争議が瀕発し、労働組合の結成もわが国の歴史上かつてない盛況の年に入っていた。識者の多くは労働組合の公認、治安警察法第十七条撤廃、労働者のストライキ権を公然と主張する社会情勢でもあった。牧野の黎明会例会における研究発表は、「学理に基づき、研究を発表」したとされたが、黎明会講演会において、多数の大衆を前に講演しても、聴衆をひきつけ得る魅力的な発表であった。

朝鮮学生の話の内容については不明である。しかし、福田徳三が黎明会第三回講演会において、「先達も或朝鮮の学生が言つて居る、日本に合併せられて吾々の生活が如何に善くなつても吾々は非常に腐敗した朝鮮の独立国民である方が宜いと言つて居りましたが是が本當の叫びであろうと思う、朝鮮が日本になつたからそう云うことを云うようになった、元の朝鮮人はそう云う事は感じなかつた。如何に其国の政治が悪くても他の国に支配されるよりも自分の

国である方が宜い⁽¹³⁾」と述べた中の「或朝鮮の学生」というのは、この例会における朝鮮学生の発言であったのではないかと思われる。福田に「是が本場の叫びであろうと思う」と言わしめたが、これは福田にとって、この方面の思想の大転換であった。なぜならば、僅か三週間余り前に、福田は黎明会第二回講演会において、場所は同じ神田青年館で、ウイルソンが主張する民族自決は、「日本から朝鮮や台湾をチョン切ることに解決せられそうな危険⁽¹⁴⁾」があると講演したばかりであった。福田がこのように発言した時、在日朝鮮人留学生が東京で朝鮮の独立宣言書を発表した後であった。福田はこの段階では、朝鮮人にとっては生活が善くなくも、腐敗していようと朝鮮は独立していた方がよいとは考えることができなかった。この福田が、三週間余り後には、独立を求める朝鮮民族の立場が理解できるようになった。福田の朝鮮観を変化させたのは、直接には朝鮮学生の話であろうが、三・一事件も影響していたのではないかと思われる。

黎明会第三回講演会は三月二十二日午後六時より神田青年会館において開催された。演題及び講師は左の通りであった。

先づ自己を反省せよ（開会の辞）	法学博士	吉野作造
労働者問題の解釈と経済的挙国一致	法学博士	森戸辰男
法令改善の第一歩	法学博士	穂積重遠
輿論の人格的基礎	文学士	大島正徳
如何に改造するか（吉野博士に答う）	法学博士	福田徳三

司会は木村久一であった。来聴者は八百数十名であった。その数は、第二回講演会の半数に達しなかった。諸学校が春季休暇中のため、在京の学生の数が少いことが来聴者半減の原因であるという⁽¹⁵⁾。このことから、黎明会講演会の聴衆の過半数は学生であったろうと想像される。学生以外では知識階級であろう。女性は皆無に等しかったのではな

いかと思われる。(16)

- (1) 鈴木文治『労働運動二十年』(二元社 昭和六年五月二十八日) 一七三頁。
 - (2) 表「大正年間の組合数・同盟罷業件数・同盟罷業参加人員」参照。
 - (3) 森戸辰男『思想の遍歴 上』(春秋社 昭和四十七年五月二十日) 五四―五頁。
 - (4) 右同書五五頁。
 - (5) 福田徳三『世界を欺く者は誰ぞ(開会の辞)』(『黎明講演集』第一巻第二輯 大正八年四月一日)。
 - (6) 『黎明会記録』(『黎明講演集』第一巻第四輯 大正八年六月一日)。
 - (7) 牧野英一の研究発表は「治安警察法第十七条」として『黎明講演集』第一巻第五輯(大正八年七月一日)に掲載された。『東京日々新聞』、『大阪毎日新聞』、『法志林』にも掲載されたことが、『治安警察法第十七条』の前文に記されている。
 - (8) 『本部だより』(『労働及産業』第八巻第五号 大正八年五月一日)。
 - (9) 『宣言』(『労働及産業』第八巻第四号 大正八年四月一日)。
 - (10) 『治安警察法改正請願』(右同『労働及産業』)。なお治安警察法第十七条の全文は左の通りであった。
- 第十七条 左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルトヲ得ス
- 一 労務ノ条件又は報酬ニ関シ協同ノ行動ヲ為スヘキ団結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨グルコト
 - 二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇セシメ若ハ労務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト
 - 三 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト
- 耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ条件ニ関シ承諾ヲ強ユルカ為相手方ニ対シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

大正年間の組合数・同盟罷業件数・同盟罷業参加人員

年	組合数	同盟罷業件数	同盟罷業参加人員
大正元			
大正2		47	5,242
大正3		50	7,904
大正4		64	7,852
大正5		108	8,413
大正6		398	57,309
大正7	107	417	66,457
大正8	187	497	63,137
大正9	273	282	36,371
大正10	300	246	58,225
大正11	389	250	41,503
大正12	432	270	36,259
大正13	469	295	48,940
大正14	457	270	32,472
大正15	488	469	63,644

(『近代日本総合年表』(岩波書店 1968年11月25日)にて作成)

- (11) 北沢新次郎「我国労働問題に対する労働者の態度」、堀江婦一「労働組合急務」は共に治安警察法第十七条の撤廃に論及している（『労働及産業』第八卷第三号 大正八年三月一日）。
- (12) 「労働組合公認可否」（右同）。
- (13) 福田徳三「如何に改造するか―吉野博士に答う―」（『黎明講演集』第一卷第三輯 大正八年五月一日）。
- (14) 前掲福田「世界を欺く者は誰ぞ―開会の辞―」。
- (15) 前掲「黎明会記録」。
- (16) 黎明会第一回講演会（大正八年一月十八日）における女性の聴講者は一名であった。このことを伝える新聞は「定刻前にぎっしりと詰まった入場者の中に一人の女性さえある」（『東京日々新聞』大正八年一月十九日）と書き、女性聴講者一名は会の盛況の証拠とされた。

三、黎明会第三回講演会の内容と分析（I）

吉野作造の演題は「先づ自己を反省せよ（開会の辞）」となっていた。朝鮮の三・一事件、亜米利加、支那、西伯利
 の排日運動等が生じた時、日本国民は真相を究明し、冷静に「自己を反省する」ということをせず、いたずらに排日
 運動が悪い、排日運動の裏には煽動する者がいると他を責め、昂奮するが、これはまことに遺憾とする所である。自
 己を反省できない者は、相手の気持も諒解できない。支那、西伯利、朝鮮に対して、これだけのことをしてやった、
 相手に不平があるはずがない、と決めている。しかし、「一寸の虫にも五分の魂がある」、人間にはヴァニテイ、独
 立心、意気地がある。それらのものを尊重しないと、親切が仇になる。自己反省を欠き、相手の独立心を尊重しない
 者は、これだけ尽してやるのに、なつかないのは煽動する者がいるからだ、と考えるようになる。すべての排日運動
 の裏に煽動者がいるという見方は、事件の真相を見誤り、根底の深い事件を、非常に軽いものと見る恐れがありはし
 まいか。よしんば煽動の事実があったとしても、そのことに依って事件が起ったと見ることは正しいであろうか。黒

幕になるなにかがいて、操縦すれば事件が起ると観る結果は、今度は吾々が朝鮮、支那、西伯利へ行って事を起す時に、それらの地の国民を相手にせず、二、三の有力者のみを相手として仕事をするようになる。一、二の有力者を動かせば、天下はこれに連れて動くというのは、旧式の歴史解釈である。我国の衆院議員の多数者は、去年、選挙権拡張について、納税資格につき五円乃至七円までと言っていたが、今年は三円で大体纏りがついた。同じ議員が五円あるいは七円から三円に変わった。このように変わったのは、彼等自身の思想の変化ではない。外界の輿論の力である。国民が動けば二、三人の有力政治家はどうにでも動くものである。朝鮮、支那、西伯利の問題を研究するに当り、従来の吾々の態度には根本的に誤があった。今後、吾々は事実の真相をありのままに見ることににより、解決の方法を考えるようにしたい。

吉野の講演は以上の通りであった。吉野は事実の真相をありのままに見ることから出発しなくてはならないとしたが、ここでは朝鮮、支那、西伯利の排日運動の真相をストレートに示すことはなかった。抽象的には、相手にも独立心というものがあるから、それを尊重しないと親切が仇になるとまではいった。そこまで述べることができたのは、吉野だからであった。たとえば三・一事件について、当時の主要新聞雑誌の論調は、事件の原因を、天道教徒、キリスト教徒の陰謀に求め、とくに米人宣教師の煽動が大であるとし、蜂起した民衆を非難し、併合前に比較し、民衆は幸福のほずであると説いていた。⁽¹⁾吉野は、これらの論調を真っ向から批判したといっても過言でない主張を講演で展開した。吉野は、この講演より約三年前に満州、朝鮮を旅行し、その後執筆した旅行記中において、異民族統治の理想はその民族としての独立を尊重するところにある、と論じたことがある。⁽²⁾黎明会の講演では、そこまで言及しなかったのは不特定多数の聴衆を直接対象とする講演であったからであろう。

吉野は、この講演に先き立つ三年前に朝鮮に関する発言をしているのであり、そのころから、黎明会第四回例会に出席した金雨英らが吉野の周辺に集っていた。⁽³⁾右例会に出席した朝鮮学生の多くは吉野に関係していた学生であろう。

吉野は二・八事件、あるいは三・一事件により初めて朝鮮問題に関心を抱いたのではなかった。同様に、西伯利、中国への関心も、決して大正八年三月の時点において生じたものではなかった。しかしながら、こうした発言を大衆の前にしておこなうということは、この講演が初めてであった。激動する大正七、八年を背景にして生まれたものであるが、それは穏やかな民主主義的・人道主義的主張であって、社会主義的な要素は感じられない。

森戸辰男の演題は「労働者問題の解決と経済的挙国一致」というものであった。以下、その内容を要約する。世界戦争の目的は、自由、正義、人道、平和であった。戦争に勝利した欧州の連合諸国は、これらの目的を実現するために国際関係、国内の制度施設をつくろうとしている。つまり「改^レ造^ト」しようとしている。しかるに同じ連合国の与国であった日本では、有力者の間の最も勢力ある思想が反動的・復古的思想であることは頗る奇妙な現象である。今日の我國の民衆生活において、第一は政治上の問題に関しては普通選挙問題、第二は婦人問題、第三は労働問題がある。これらの三大問題に関連して、我國の有力者の間に、善政主義、良妻賢母主義、温情主義と称するものがとられている。善政主義とは、善い政をするというのではなく、民衆を政治に干与させないということであり、良妻賢母主義とは、女は家庭の中にとどまっておれということであり、温情主義とは労働者は雇主の指示に従い、黙って働けばよいということである。善政・良妻賢母・温情の三主義は、じつは我国保守主義の三位一体である。

労働者問題とは、労働者階級と資本家階級との間に経済的不平等が存在するために起る衝突である。労働者問題に関する社会政策学者の主張を読むと、現代資本制文化の下においても、労働者には資本が無く、資本家には労働が無い。そのため、両階級は相倚り、助け合っている、しかるがゆえに両者は完全に相調和する、という。階級調和説がある。しかし、この理論では、現在起きている労働者問題を説明できない。労資双方がまったく無関係であれば問題は生じないが、そうではなくて両者は生産過程において共力を必要とする。しかも現在の経済組織の下において生産物を両

者の間で分配しなくてはならぬ。「即ち生産という仕事を行うには狼と小羊とを一つの檻に入れなければならぬ」ところに労働問題が起る。調和論者は共力を以て階級調和の理由としているが、それこそが階級衝突の原因である。次に分配の面から考えてみても、資本家は能うるかぎり多くの利益を得ようとしているのに対し、労働者は資本家のような働かない者が所得を獲ることに反対する。「かくて両階級の利益は決して相調和せず、相反撥する外はない。」さらに階級調和説は、現代社会の仕組という観点からも成り立たない。なぜならば、現代社会は一方において経済上の特権を是認して資本家階級の存在を認め、他方において民本的要求を承認して労働者階級の台頭を容認している。この両者は相容れず、対立する。階級闘争は不可避である。

現在の我国の労働者問題解決の方法を調べて見ると、その大部分は温情主義である。温情主義は、労働者問題は経済問題であることを無視して労働者の犠牲において資本家の利益を伸張しようとする。また温情主義は資本家と労働者との関係を父子君臣の關係にあるとする封建時代のものである。今日の労働者問題の解決は、労働者本位におこなわれるべきである。すなわち、経済的特権の廃止或いは制限、労働者の民本的要求を実現することである。これを「経済的挙国一致」と称したい。兵役の義務と同様に労働の義務が国民一般に承認されなければならぬ。さらに、挙国一致は、「他人の奢侈に先って、人間らしき生存を要求し得る権利、即ち生存権が承認されなければならぬ。」生存権と労働義務とが承認される経済的挙国一致は今日、行われていない、今日の社会は、富者階級には労働義務が免除され、貧者階級には生存権が保障されていないという状態であり健全とはいえない。階級闘争が絶えないのは当然のことである。労働者問題の根本的解決の途は、労働義務の承認、経済的特権の制限・廃止、生存権の要求を承認することであるが、それらを実現させるためには着実であるべきで、暴力的革命によるべきではない。この経済的新制度を最も強く望んでいるのは、ほかならぬ労働者階級である。この労働者階級の希求する経済的新制度を実現する運動を育み、それを健全なるものに発達せしむることが、今日なさねばならぬ最重要な課題であるが、そのためには労働

組合の承認が必要である。しかるに治安警察法第十七条は労働者の運動を不可能にしている。同条項の改廃は、新しい世界・理想・文化価値の創造を進めるか、後退させるかにかかわっている。

以上が、東京帝国大学法科大学経済学科助教森戸辰男の講演であった。森戸は東京帝国大学法科大学経済学科から経済学部が独立（大正八年四月一日）し、新学部の一員としてスタートする十日ほど前にこの講演を行った。当時、森戸は社会問題を一生の研究課題にえらび、社会問題の研究の中でも社会主義の研究が最重要と考え、研究が不自由である時代的制限の中にあつてクロボトキンの研究にうちこんでいた。森戸は三十歳であつた。⁽⁴⁾森戸は、国家学の学部から独立して社会科学の学部としてスタートする新学部の一員として学問の自由を広く社会に表明しようとか、⁽⁵⁾新学部は大学に新風を吹きこみ、古い東京帝国大学のよどんだ伝統をあえて破るべきではないか、と考へていた。⁽⁶⁾森戸の長大な講演には、それまでの黎明会の講演会ではきかれなかつた主張がある。たとえば、労資関係は協調できるものではなく、階級対立するものであるということを、率直に表現したのは森戸のこの講演が初めてであつた。生存権に関しては、福田徳三が主張してきたところであるが、福田の場合は、生存権さえあれば選挙権など無くともよいといふがごとき激しい表現を一方に用いつつ、すぐそのあとで、しかし生存権を主張することにより日本の国本を動揺させるようなことがあつてはならぬ、そこまでは要求できない、⁽⁷⁾と腰を引くのであつた。森戸の場合、生存権の主張に条件をつけない。さらに福田は生存権を主張する場合、「国民の総ての者が人として恥かしからぬ生活をし得るようにする」とか「国民生活の不可侵、保障」というように、真に生存権を主張すべきものを茫漠たるものにして、森戸は生存権を必要とする者を労働者、貧者階級と明示し、しかもそれらが資本家、富者階級により生存権を奪われているとまでいいきる。すなわち、労働者の受くる富の分配は、その量と質とが極めて寒貧であるのに対し、資本家は労働者を切捨御免の特権を持っている、富者階級には労働義務が免除されている、階級闘争が絶えないのは当然である、とした。森戸の講演には社会主義の主張が色濃くにじんでいた。森戸は既述の通り、社会科学・社会問題の研

究者として社会主義の研究が最重要だとしていたのであるから、彼の講演は自然と社会主義的にならざるを得ない。森戸は「私たち若い社会問題研究者に共通」した考えとして、社会の実態に即した研究をすべきだとしていたという。その当時の社会の実態とは、国外にあってはロシア革命、ドイツ革命、国内にあっては米騒動、普通選挙運動、労働運動・農民運動それに学生運動であった。「自由と解放にむかつて進む激動の時代」であるから、それに即した研究をすべきだと考えていたという。⁽⁸⁾ 後年、青年将校が、黎明会をもって、日本社会主義台頭の温床であったかのごとき表現をした。森戸の講演には「社会主義」という文言はまったく存在しなかったが、彼は社会主義を熱心に研究する学者であり、その内容は、社会主義的であった。

穂積重遠の演題は「法令改善の第一歩」であった。今日の法律制度上、改善すべき点として、法律の文章に濁と句読点を付けるべきである。第一に法律文は正確を期さなくてはならないが、濁、句読点を付けない文章は不正確である。濁、句読がなくとも法律家にはわかるというであろうが、そこに第二の問題がある。これまでの法律は官吏の法律であったが、これからの法律は国民の法律でなくてはならぬ。国民に公示する法律である以上、国民が常用する日本文を以て書かれなければならぬ。

次に改善すべきことは、法律文は国民が常用する言葉を以て書かなければならぬということである。今日の法律文には、国民の常用語から遠い術語が余りにも多過ぎる。法律は術語なきを理想とし、術語が通俗語となることを理想とする。平仮名、口語体で書いてもいいのではないか。「法律文を人間のものたらしめたい。」法律の威厳は、法律が能く行われるところにある。法律が能く行われるためには、国民が能く法律の精神を理解し、納得することである。国民の遵法心養成の根本は、国民が読んで理解できる文章を以て法律を書くことが出発点である。法律は政府の役人の掬えるものである。法律文がいかなる文字で書かれようが一向無頓着であるという状態が国民の間であれば、それ

はよろしくない。法律は、吾々に関係した生活規則である。この問題に無関心であることが、我国の法治制度、立憲制度、自治制度がいまだ充分に運用されていない原因となる。法令改善の第一歩は、形式的には法律文の改良、実質的には、法律をわがものと考える国民的自覚であると確信する。

以上が東京帝国大学法科大学教授・法学博士穂積重遠の講演であった。濁、句読をつけ、平仮名、口語体の法律文にして、国民の法律、人間の法律にしたいという提唱である。大正デモクラシーのおだやかな息づかいが感じられる。

- (1) 吉野作造・松尾尊允編『中国・朝鮮論』（平凡社 昭和45年4月25日）中の松尾氏による「解説」（三六六―七頁）。
- (2) 吉野作造「滿韓を視察して」（中央公論 大正五年六月号）。
- (3) 前掲『中国・朝鮮論』中の松尾氏の「解説」（三六五頁）。
- (4) 前掲、森戸辰男『思想の遍歴 上』二六一―九頁。
- (5) 森戸辰男『思想の遍歴 下』（春秋社 昭和五十年四月二十日）四六二頁。
- (6) 前掲森戸『思想の遍歴 上』二八頁。
- (7) 福田徳三「国本は動かず」（黎明会講演集 第一巻第一輯 大正八年三月一日）。
- (8) 前掲森戸『思想の遍歴 上』二七頁。

四、黎明会第三回講演会の内容と分析（Ⅱ）

大島正徳の演題は「輿論の人格的基礎」であった。民本主義、輿論尊重は現代の思潮である。国際連盟は、一種の国際的な輿論尊重のあらわれである。輿論尊重は英米仏はいうまでもなく、本来そうしたものと正反対であった露西亜、独逸でも、その兆候が見える。我国では二、三年前まではデモクラシーとか普通選挙論は禁句であったが、今日では普通選挙運動までがある。かくも輿論尊重が国の内外の大勢となったのは、次のような理由による。

第一には、世界大戦が民本主義の本家である英米仏の大勝に帰したことである。

第二には、大戦が挙国一致、つまり輿論尊重で行われたため、戦後は労働・婦人・選挙権問題ですべての人々が容喙したいと考えるのは当然である。ここで我国の特殊な事情をつけ加えれば、①原政党内閣が成立し、論客が発言し易くなったこと、②米騒動により米が安くなり、民衆の力は非常に強いということを入びとが認めるようになったこと、③我国の学者思想家が、デモクラシーは、我国体に背くものではないと説明してきたため、その文言に危険を感じないようになったこと等が、輿論尊重、民本主義をして勢力を得せしめた。

第三に教育の普及、進歩である。これが根本的理由である。教育の普及進歩は、各人の自覚を高め、輿論的傾向を顕著にさせる。

輿論尊重、民本主義思想が時代の大勢だからといって、無条件に迎合するわけにはいかない。それにはいかなる倫理的、哲学的根拠があるかどうかを検討しなくてはならぬ。輿論を尊重すべしということは倫理哲学の根本にある人格敬愛尊重の精神である。人格者としての人に敬意を払う以上、所謂輿論が、自分は下らない説だと思っても、これを尊重しなくてはならない。しかしながら、その輿論に盲従すべきではない。なぜならば、自らもまた人格者であるからである。輿論が健全鞏固であるためには、容易く輿論に盲従せざるもの一致に依って成ることである。輿論であるからといってこれに盲従せず、また自分の意見であるからといってこれに固執せず、譲らないことをせず、互に諒解するところに人格尊重、輿論尊重がある。従って、輿論、個人の意見において、異った意見がある時、それを暴力或は官憲の力で抑えることは人格尊重とはならない。思想は思想を以て取締らなければならぬ。昨今言われている思想の統一とは、多勢者が相互の人格を尊び、意見を理解し合って、所謂複雑中の統一コンプレックス・ユニティが生れてこなければならぬ。この統一は、全会一致ではなく、多数決である。なお数量的決定に至るまでに人格の力がおおいに作用しなければならぬ。識見徳望ある人格者によって形成された多数決は、形式上平等に人格が働くと共に、決定の過程にお

いて識見徳望の力として差別的に働くことになる。民本政治は、多数決に至るまでの過程を見ると、そこに偉大なる人格の力が働くことを見ることが出来る。輿論政治と人格政治とは二途ではない。

以上が東京帝国大学文学部助教授大島正徳の講演要旨であった。大島は、デモクラシー、民本主義という文言を混交させて使用しているが、大正八年三月までの二、三年の間にタブーであったデモクラシー、普通選挙という文言がタブーでなくなったという。時代の激変が証明されている。さらにこの激変が時と共に加速されていることを感じるのは、米騒動について「大騒ぎをやった、大騒ぎをやった為に政府で急策を講じても中々下らぬ、米が安くなった、此安くなったことには民衆の力が与えることが大きい、従って民衆の力は非常に強いものである。民意はなかなか強いものであるということ、誰れも彼れも認めるようになった」という。これほどあけすけに、黎明会講演会で、米騒動における「民衆の力」を高く評価した者はいない。大衆運動の高揚が、学者の発言を開放的にさせた。

大島は、わが国において民本主義が勢力を得た一要因として、学者思想家がデモクラシーはわが国体に反したものであると説いたことをあげた。学者思想家は、①明治二十二年以来の立憲政治、②五箇条の誓文、③歴聖の詔勅、④神代の時代の挙国一致（天照大神の天の窟戸に関する神話）等をあげ、これらがデモクラシーに通ずると説明した。

この説明が、近年急速に輿論尊重の思潮を高めたという。黎明会々員も黎明会講演会において、しばしば、わが国の立憲政治、誓文、詔勅、神話をもってデモクラシーは国本に反しないと説いてきたところであった。

福田徳三の演題は「如何に改造するか（吉野博士に答う）」であった。英米のデモクラシーが金持のデモクラシーであって全人民のデモクラシーでないのと同様に、独逸の社会民主主義は貧民階級、「第四階級」⁽¹⁾のクラシーである、すなわち一部分のデモクラシーであって総ての人民のデモクラシーではないという考え方⁽²⁾に対し、室伏高信がそれは事実の誤謬である、と書いた⁽³⁾。しかし、社会民主党はプロレタリア階級が天下をとることを以て任務とすることは、

マルクス、エンゲルスの『共産党宣言』において明らかである。その末尾には、'Proletarier aller Länder, vereinigt euch!' とある。事実を見ても、露西亜ではレーニン、トロッキーの下に、第四階級・プロレタリアの独裁政治がおこなわれ、独逸でも第四階級が天下をとろうとしている。第四階級が社会を支配する事をソーシャル・デモクラシーという。それはプロレタリアのデモクラシーであるから全人民のクラシーでないことは自明である。

社会民主主義は、その目的を達成する方法として階級戦争を企てるがために危険である。社会主義の目的を達成するために、われわれは一番安全で、一番正しい、一番人間らしい路を通ろうと主張するものである。「社会民主主義は危険があっても、人が迷惑しても、藪の中でも溝の中でも宜いからやって行けと申すのですから、私は之をうそのデモクラシーであると言う。」社会民主主義者の手により世界を改造することは不可能である。

現代は国際的にも、また国内的にも、物を持つ国（英米）や人間（資本家）が、物を造り出すとする国（日本）や人間（労働者）に打ち勝たんとしている。この根本を変えなければならぬ。所有（what I have）の社会、経済、政治を縮少し、創造（what I do）の社会、経済、政治を拡張しなくては真の幸福は得られない。これが世界改造の原理である。デモクラシーが正当か否かという基準は、右の原理の遂行上必要な手段を正当とし、そうでないものを否とする。いままでは所有ということに余りにも重きを置き過ぎた。これからは創造する者に重きを置くようにしなくては人生を充実し、文化を発展させる社会に改造したということにならない。

吾々の今日の生活において最も創造的な生活は結婚生活である。それによって人間が造り出されるのであるから、創造的で最も清く楽しみ多かるべき筈のものである。しかし、醜業プロスチチューションは、人間が神から与えられた最高のものを金を得たいために最も下等な仕事にしてしまう。労働は結婚生活について、ほとんどそれに匹敵するほど創造的であるはずである。しかるに、今日の労働に寸分の楽しみもなく、ただ苦痛だけがあるのは「創造は全く雇主のみにあって、労働者は唯だ服従的に他人の創意したものを執行するに過ぎない」からである。賃銀のために

労働するところはプロスチチューションと似ている。労働問題はここから起る。仕事が辛いから起るのではない。口腹の問題ではない、人生の楽しみ(ジョーイ)がないから起るのである。労働問題の解決は賃銀の増額、労働時間の短縮、温情主義、資本と労働が一致することを証明したら宜かろうという。資本と労働は今日の制度において一致すべきものではない。それは対抗すべきものである。ただ対抗するために不都合が生じてはならない。社会秩序を紊さないように力を尽さねばならぬ。そのために改造が必要である。

改造のためには、生存権の保障を出発点とし、吾々の生存をジョーイたらしめる障碍物を取り去らねばならぬ。つまりポゼッションが強過ぎて、創造を押えるような今の組織を改めることが必要である。総て人間の行動が自分のものになるようになれば楽しい、さらにものを造り出せたならばさらに等しい、これが本当の「解放」である。これがデモクラシーである。自分がいう経済上のデモクラシー、インダストリアル・デモクラシーが本当のデモクラシーであるというのはこのことである。この解放、この改造はいま英吉利、亜米利加において盛んに唱えられている「コントロール・オブ・インダストリー(産業共同管理)」である。

以上が福田徳三の長大な講演の要旨であった。サブタイトルが「吉野博士に答う」となっているが、それは福田が吉野作造及び室伏高信の両者と「社会民主主義」について部分的デモクラシーと理解するかどうかということについての自己の見解の開陳である。デモクラチック・ソーシャリズムが部分的な民主主義であるかどうかということよりは、福田自身はそれを、

一、部分的デモクラシーである、

二、階級戦争を社会改造の手段とするがゆえに危険である、

としてこれを否定したことが重要である。福田は持てるものの社会を改造して創造の社会に改造しなくてはならぬとしたが、その改造の方法は穩健、安全でなければならぬのであった。

労働問題は仕事辛いから起るのではない、口腹の問題ではなく、人生のジョーイから起るのだという説明は、必ずしも福田が考える労働問題原因論のすべてではないと思うが、森戸辰男の労働者問題とは労資兩階級の間に経済的不平等が存在するために起る衝突である、「狼と小羊とを一つの檻に入れなければならぬ」ところに労働問題が起るといふ説を聞いた者は、福田の説明をかなりもの足りなく感じる。

福田は、本講演においても生存権について触れた。「社会に生れる者は先づ生くべき権利を持って居る。生きて居る者は生かして呉れろどうでも生かして呉れろと社会に向って要求する所の権利」であるというが、そのような権利を主張する者は誰であるのか明瞭に言いきることをしない。その点、同じ生存権を主張しても、森戸の主張は鮮烈であった。福田は進歩的な思想を展開しているようであり、意外に頑冥思想と根を同じくするところがあつたが、さらに急所を茫漠たるものにして保身に苦心するところがあつたように思われる。世評では温和思想家の第一人者としていたが、じつは世故に關けていたという評価も可能である。

(1) 福田は所謂プロレタリアートを「第四階級」と当時、呼んでいた。

(2) 福田は黎明会第一回講演会において、「兎に角此ソーシャルデモクラシーは矢張り本當のデモクラシーでない。即ち私は含んで居るが国民の全体ではありません。而して其一部の者が非常なる所の憎しみ、非常なる敵愾心を以て、他の階級と戦争をすると云うのですから、是は断じて望む可きでない。それは真正なる平和を得る所以でもなし、真に生存の確立を保証し得る所以でもない私は信じて居る」(前掲「國本は動かず」と述べていた。そして福田は同様なことを「所で新に起つて独逸を仆したソーシャル・デモクラシーにしても、或は又従来英米のキャピタリスチック・デモクラシーにしても、我輩は之を pseudodemocracy (仮面的民主主義) と呼ぶに躊躇しない。何故なればソーシャル・デモクラシーは即ちプロレタリア階級のみをもって demos と認め、全人民を demos としないのであるから、本當のデモクラシーとは云われぬ」(「資本的侵略主義に對抗、真正のデモクラシーを發揚」中央公論 大正八年一月号)と叙述していた。

(3) 室伏高信は大正八年二月に「第三階級民主主義とソーシャルデモクラシー」において、福田の社会民主主義が単に「福田

製」の社会民主主義で「真正の社会民主主義」でないとしていたというが未見（室伏高信「真正の社会民主主義」へ改造 大正八年十二月号）。

五、結 語

大正六、七、八年は大正年間における労働争議の高揚期である。大正六年の飛躍がことに目をひくところである。七年、八年は大正六年の延長線上にあり、加速度が加わったということではなからうかと思われる。米騒動、普通選運動、学生組織も、やはり加速度の具体的表現である。目をいま労働争議に置いて簡潔に記したが、じつはデモクラシーの発展も、これと軌を一にしていたのではないかと思う。大島正徳が述べていたように、大正五、六年は、デモクラシー、民本主義という言葉は禁句であり、普通選挙論もまた同断であった。大正八年一月におこなわれた黎明会第一回講演会においてすら、吉野作造はその講演中、ただの一回もデモクラシー、民主主義、民本主義という言葉も使しなかった。しかるに翌二月の同会第二回講演会では、吉野は堂々と「デモクラシーに関する吾人の見解」という演題によって講演した。吉野は、つづく、同会第三回講演会では、国民が動けば政治家の考え方を変えることができるとまで断言した。米騒動、普通選挙運動によって政治家の選挙資格に関する見解が変化してきたことを見逃さず、それを指摘したのであった。

米騒動に関していえば、哲学倫理を専攻とする温厚な大島正徳が、米騒動は大騒ぎであった。それは民衆の力をしめすものであった。政府ができなかったことを米騒動がやってのけた、と述べた。激動する社会が象牙の塔の学者の頭脳に風穴をあけたのである。

三・一事件、朝鮮学生の発言が、それまで朝鮮、台湾は日本のもとにあって当然と信じていた福田徳三の思想を動

揺させた。福田のこの方面における思想の変化は、最も顕著な時代の反映である。

黎明会々員は大正中期の激動期にあつて、民主主義的思想を深く掘り下げたり、鮮明化した。そのことが後年、陸軍将校あたりから見ると社会主義の温床になったかのごとき観を抱かせたのかもしれない。